

豊岡市記者配布資料			
年月日	部 課 名	電 話	責 任 者 (役 職 名)
2025 年 2 月 17 日 (月)	くらし創造部 多様性推進・ジェン ダーギャップ対策課	0796-21-9004 (内線 2741)	木内純子 (課長)
(件名) 豊岡市多様性推進方針(素案)の意見募集(パブリックコメント)			
(内容) 本市では「豊岡市多様性推進方針」を 2025 年 3 月に策定します。 豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策検討委員会において、これまで 4 回の協議を重ね、このたび方針(素案)がまとまりました。 この方針(素案)について、市民の皆さんから広く意見をお聞きし、方針策定の参考とするため意見募集を行います。			
1 意見募集期間 2 月 17 日(月)～3 月 3 日(月) 2 方針(素案)の閲覧方法 (1) 市ホームページ (2) 多様性推進・ジェンダーギャップ対策課および各振興局地域振興課 3 意見の提出方法 (1) 郵送または持参、ファクス、意見提出フォーム (2) 様式など ア 意見用紙を市ホームページに掲載〔17 日(月)掲載予定〕、多様性推進・ジェンダーギャップ対策課および各振興局地域振興課窓口に設置しますので利用してください。 イ 意見提出フォーム https://toyooka-city.form.kintoneapp.com/public/public-comment			
			
▲意見提出フォーム			
4 意見の提出先 (1) 郵送または持参 〒668-8666 豊岡市中央町 2 番 4 号 豊岡市役所くらし創造部多様性推進・ジェンダーギャップ対策課 ※持参の場合は各振興局地域振興課でも受付可 (2) ファクス 0796-24-8114			
5 意見の取扱い (1) 提出された意見を取りまとめ、これに対する考えを市ホームページで公表します(個人情報公表しません)。 (2) 提出された意見に対して、個別の回答は行いません。 ※方針(素案)、意見用紙は別添を参照してください。			
《問合せ》 くらし創造部多様性推進・ジェンダーギャップ対策課(担当 原田・得田) TEL 21-9004(内線 2096)			

豊岡市多様性推進方針

(素案)

2025年 月

豊岡市

目 次

1 豊岡市における多様性を受け入れ、支え合うまちづくり	2
2 方針の位置づけ	3
3 多様性の考え方	3
4 基本理念	4
5 取組みの視点	5
6 取組方針	7
7 推進体制	7
付録-1 豊岡市多様性推進方針イメージ図	8
付録-2 今後の取組みについて	9
付録-3 多様性を受け入れ、支え合うまちづくりの経過	10
 <資料編>	
参考資料等	11

豊岡市多様性推進方針

I 豊岡市における多様性を受け入れ、支え合うまちづくり

「日本国憲法」は、個人の「基本的人権」を永久の権利として保障しています。また、すべての国民が平等であり、性別や社会的身分等により差別されないとしています。

豊岡市においては、まちづくりの基本的な柱や長期目標を定めた「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」に基づき、互いのちがいが^{※1}を認め合い、たくさんの人に支えられ、生かされていることを理解し、すべての人が人として尊重されるまちを目指し、一人一人を尊重するまちづくりを進めてきました。

そして、このような多様性推進の取組みは、障がい、性別等^{※2}、年齢差、国籍のちがい等を理由とする差別を解消する取組みとともに、多様なちがいを持つ人が誰一人取り残されることなく、活躍できる社会の実現につながります。

そのため、すべての人が尊重され、一人一人が自らの意思に基づき、個性に応じた役割を担い、責任を果たし、個性を発揮する生き方が選択できることが必要です。

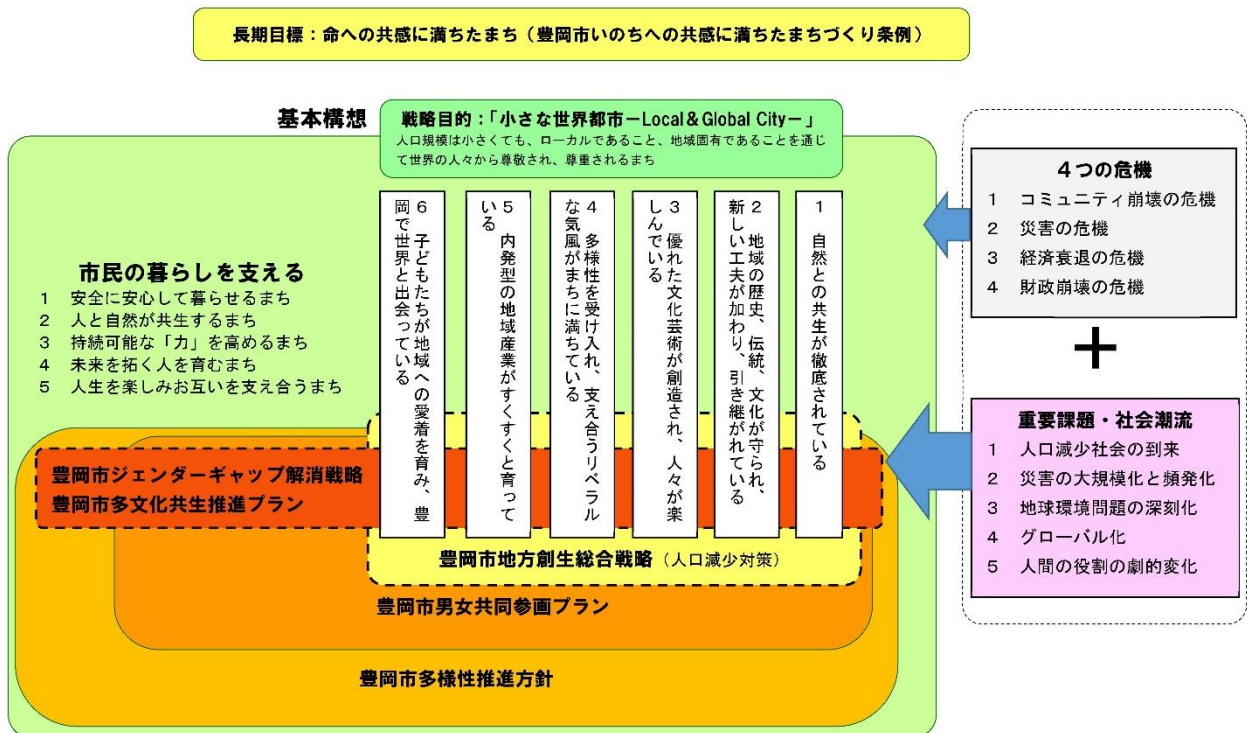
また、まちの将来像並びにその実現のための重点的な課題及び取組みの方向を示す「豊岡市基本構想」では、「小さな世界都市 - Local&Global City -」になるための条件の一つとして、「多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている」を掲げ、人権啓発・教育、男女共同参画^{※3}、ジェンダーギャップ^{※4}の解消、多文化共生^{※5}等の取組みを個別に進めてきましたが、さまざまな人権課題等を横断的に捉えて対応する必要があります。

そこで、すべての施策に多様性の視点を取り入れ、あらゆる場に多様な人々が参画する「多様性を受け入れ、支え合うまちづくり」を推進していくために、この方針を策定します。

2 方針の位置づけ

豊岡市基本構想、豊岡市地方創生総合戦略をはじめとする各種計画に横串を通すものとして位置付け、多様性の視点をあらゆる施策に反映することに努めます。

豊岡市まちづくり全体のイメージ（豊岡市多様性推進方針の位置づけ）



3 多様性の考え方

多様性を、属性や目に見える「ちがひ」で狭義にとらえるのではなく、目に見えない「ちがひ」にも目を向ける必要があります。

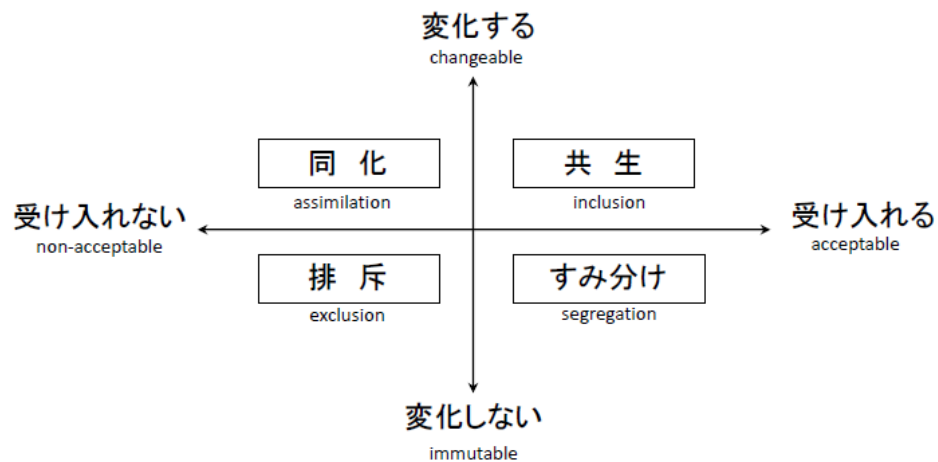
配慮したい「ちがひ」としては、①属性によるもの（障がい、性別、年齢、民族、宗教など）、②能力・経験によるもの（学歴、資格、経済階層、人脈、行動特性など）、③意識・価値観によるもの（考え方、キャリアデザイン、家族観など）の3つのタイプが挙げられます。

そして、それぞれの「ちがひ」は相互に影響を与え、複合的な「ちがひ」が存在します。同じ属性のなかにも多様な考え方や価値観、行動特性を持つ人がいて、いずれの「ちがひ」にも多数者と少数者が存在します。

さまざまな「ちがひ」に配慮し、少数者が社会で適合する生き方を模索させられる社会では

なく、ともに共生できる環境へとこれまでの働き方や生き方を社会全体で変えていく必要があります。

【社会におけるちがいの認識・受入れの4つの類型】



出所：田村太郎氏作成（2007）

同 化……ちがいを受け入れない。多数者に合わせる。

すみ分け……ちがいを受け入れる。互いを干渉しない。

排 斥……ちがいを受け入れない。容認しがたいとして、拒んで退ける。

共 生……ちがいを受け入れる。だれもが公平・公正に扱われ、一体感を持って組織・社会に参画する。

4 基本理念

本市は、障がいの有無、性別等、年齢差、国籍のちがい、価値観・文化・習慣のちがいなど、多様な人々から成っています。その傾向は、グローバル化の進展の中で、今後さらに急速に進んでいきます。私たちは、命への共感に基づき、そのちがいを受け入れ、理解し、ともに生きていく努力を重ねる必要があります。

まちや組織の中に多様な人々がいて、対話を通じて共感を育みながらちがいを乗り越えていく習慣がまちの中に根付けば、まちや組織の活力となります。

同時に、多様性の存在は、社会経済の急激で劇的な変化が予測される中であって、まちや組織の適応力を確保するうえで不可欠な要素となります。

そこで、本市では、「命への共感」に基づいて、だれもが多様なちがい（ダイバーシティ）を理解し、公平・公正（エクイティ）に扱われ、一体感を持って組織・社会に包摂（インクルージョン）されるまちづくりを推進します。

このまちづくりを推進することにより、すべての人が尊重され、多様性が受容され、さらにそれぞれちがった個性や能力を持つ一人一人が良い意味でお互いに影響し合うことにより、個々人では成しえなかった相乗効果が期待されます。

さらに、組織づくり、地域づくりの根幹に多様性を据えることは、組織や地域の持続可能性につながります。

よって、本市では、「ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン（Diversity, Equity & Inclusion）」の意味を込めて、「多様性」を推進し、あらゆる施策にこの基本理念を取り入れ、多様性を尊重する社会の実現を目指します。

5 取組みの視点

基本理念を踏まえて、計画の立案、施策を検討・実施する際の考慮すべき視点として、以下の3つを掲げて取組みを進めます。

あわせて、多様性推進に関するデータ等を収集・分析するとともに、デジタルをはじめとしたさまざまな技術を活用します。

視点1 「ちがい」を理解・尊重し、無意識の偏見・思い込み^{※6}に気づき、行動を変えます

○ 配慮したい「ちがい」

人にはさまざまな属性や立場があり、だれもがちがいを持つ当事者です。

一人一人のちがいを知り、価値観や意見、ニーズへの理解を深めることが大切です。

多様性推進には、少数者を同化させるのではなく、組織や地域が多様なニーズや考えに触れ、意識を変え、互いを尊重することが求められます。

○ 無意識の偏見・思い込みへの気づきと行動変容

だれもが持っている無意識の偏見・思い込みへの気づきと固定観念の払拭に向けた取組みを進めます。

視点2 不利益をなくし、公平・公正を目指します

○ 不利益をなくす

ちがいから生じる不利益に対応した施策の実施や見直しに向けて、施策や制度の影響を受けるさまざまな当事者の意見を聴く場を積極的に設けます。

だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン^{※7}の発想を取り入れ、社会のシステム・ルールをより多様かつ柔軟なものに見直していきます。

○ 平等だけではなく公平・公正

一人一人が持つちがいや不公平が存在している状況では、同じ機会を平等に提供しても不均衡な状況が改善されない場合があります。必要に応じて、個々に合わせた調整を行うなど公平・公正な対応を意識します。

あわせて、少数者への配慮が、多数者側に不平等感や不安を与える場合があることを理解し、必要な説明や周知を行います。

視点3 だれもが包摂され、多様性や寛容な態度がまちに新たな力を生み出します

○ 安全・安心な居場所づくり

多様性が尊重され、受け入れられる環境があり、安全・安心で居心地がよい居場所があると感じられるまちづくりを進めます。

市民^{※8} 協働により、多様な人が受け入れられ、支え合える、さまざまな居場所を地域の中に設け、ゆるやかなつながりと共生の目線を育みます。

○ 対話・交流の場づくり

さまざまな立場や意見・考え方に触れられるよう、制度や施策、事業の検討・実施にあたっては、多様な主体が参画できる仕組みを作ります。

さまざまな属性や背景を持つ市民の交流や対話を推進し、だれもが自由に参加できる環境整備に努めます。

○ 多様性や寛容な態度がイノベーションを生み出す

ちがった目線、考え方と出会うことや寛容な態度が、付加価値を生み出し、イノベーション(変革)を促進します。また、異なる思考ができる人材がいることで、リスクや変化に適應する力を向上させます。

6 取組方針

市は、あらゆる計画や施策に多様性の視点を反映させます。

現に存在する事務・事業を多様性の視点で点検・評価し、これまでの事務・事業を見直します。

本市において十分に施策が実施されていなかった場合や、そもそも多様性の視点が反映されていない計画や施策については、本市の新たな姿勢を明らかにし、新たな計画や施策の策定を検討します。

また、多様性の理解を深めるために、市職員の研修を行うとともに、市民・事業者^{※9}等への意識啓発を行い、行動変容につなげていくための学びの機会を提供します。

7 推進体制

豊岡市多様性推進本部（本部長：市長、副本部長：副市長、本部員：全部局長）を設置し、全庁一体となって、多様性の視点のあるまちづくりに取り組みます。

本方針に基づき、各部署の事務・事業について、多様性の視点で点検し推進本部に結果を報告するとともに、市民・事業者等との共創を通じて、今後の施策を検討し実施に努めます。

豊岡市多様性推進方針(案)



基本理念

命への共感に基づいて、だれもが多様なちがひ(ダイバーシティ)を理解し、公平・公正(エクイティ)に扱われ、一体感を持って組織・社会に包摂(インクルージョン)されるまちづくり

取組の視点1

「ちがひ」を理解・尊重し、無意識の偏見・思い込みに気づき行動を変えます

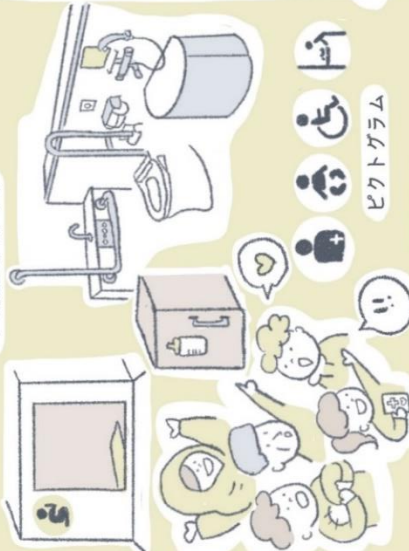


無意識の偏見・思い込みへの気づきと行動変容



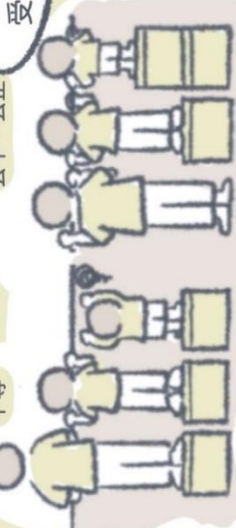
取組の視点2

不利益をなくし、公平・公正を目指します
不利益をなくす



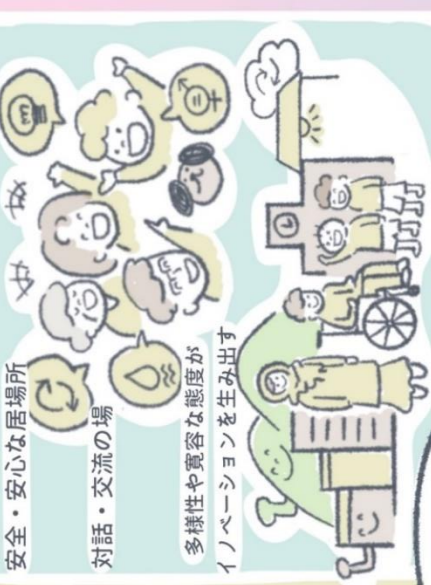
平等だけではなく公平・公正

公平・公正

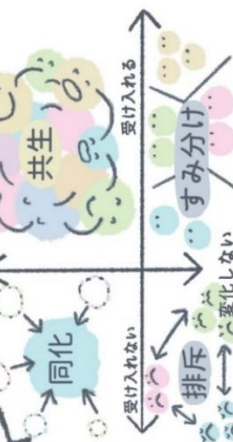


取組の視点3

だれもが包摂され、多様性や寛容な態度がまちに新たな力を生み出します



「ちがひ」の認識
受入れの類型



※このイラストは、IISC (interactioninstitute.org / madewithangus.com) のイラストを参考に作成しています。

【付録-2】 今後の取組みについて

多様性推進は、すべての人に関わるものです。

市は、多様性の推進にあたっては、ジェンダーギャップ及びジェンダーバイアス^{※10}の解消（男女共同参画）・多文化共生・性の多様性等を核としながら、次に掲げるものに取り組めます。

また、これらの基本的施策を効果的に推進するため、必要な教育または啓発を積極的に行います。

取組1 「ちがい」を理解・尊重し、無意識の偏見・思い込みに気づき、行動を変えます

- ・ 多様性視点^{※11}・ジェンダー視点^{※12}の主流化^{※13}の推進
- ・ 固定的な性別役割分担意識^{※14}の解消
- ・ 性的指向^{※15}、性自認^{※16}及び性表現^{※17}の多様な性に対する理解の促進
- ・ 国籍、民族等の異なる人々の文化的ちがいによる偏見または差別の解消
- ・ 企業、学校園等における人権教育の推進
- ・ 多様性推進に関するデータ等を収集・分析し現状・課題を可視化、ニーズを把握
- ・ 無意識の偏見・思い込みの存在への気づき
- ・ その他多様性を尊重する施策の推進

取組2 不利益をなくし、公平・公正を目指します

- ・ 性別にかかわらず働きやすく働きがいのある職場環境整備の促進
- ・ 性別等のちがいに応じた心及び身体への健康支援
- ・ 性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援
- ・ ドメスティック・バイオレンス^{※18}を含むジェンダー^{※19}に基づく暴力の根絶
- ・ 外国人市民^{※20}への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援
- ・ 外国にルーツを持つ子ども^{※21}への教育支援
- ・ その他多様性を尊重する施策の推進

取組3 だれもが包摂され、多様性や寛容な態度がまちに新たな力を生み出します

- ・ 職場・家庭・地域・学校における協調と自立の促進
- ・ 女性の経済的自立と職場、地域社会における活躍を推進するための支援
- ・ 外国人市民が安全に安心して暮らせるための生活支援
- ・ 外国人市民との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進
- ・ 外国人市民の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援
- ・ その他多様性を尊重する施策の推進

【付録-3】 多様性を受け入れ、支え合うまちづくりの経過

1 まちづくりの長期目標：「いのちへの共感に満ちたまちづくり」

豊岡市では、まちづくりの根幹におくべき理念として、2012年、すべての人が人として尊重されるまちづくりを目指し「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を制定しました。

2 まちづくりの中間目標（＝基本構想の戦略目的）：「小さな世界都市-Local&Global City-」

ローカルであること、地域固有であることを通じて世界の人々から尊敬され、尊重されるまちの将来像並びにその実現のための重点的な課題及び取組みの方向を示す12年間の指針として、2017年9月に「豊岡市基本構想」を策定しました。

小さな世界都市になるための条件の一つとして、主要手段4「多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている」を掲げています。

3 第2期豊岡市地方創生総合戦略の新たな視点：「多様性を受け入れるまちづくり」

人口減少下にあっても地域活力を維持できるよう市民と行政が一体となった取組みを進めるため、2015年10月、「豊岡市地方創生総合戦略」を策定しました。2020年2月には、「第2期豊岡市地方創生総合戦略」の新たな視点として「女性に選ばれるまち（ジェンダーギャップの解消）」、「外国人市民との共生推進」が位置付けられました。

4 男女共同参画：市町合併翌年の2006年11月に「男女共同参画プラン」を、2022年3月に「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」を踏まえて、「第4次豊岡市男女共同参画プラン」を策定しました。男女共同参画プランでは、あらゆる属性にも男女があり根源的なものではありますが、「男女」という二分的な性別だけではなく、「多様な性」の存在にも注目しています。

5 ジェンダーギャップの解消：取組みの第一歩として、2019年1月に、「豊岡市ワークイノベーション戦略」を策定し、女性も働きやすく、働きがいを感じる事業所を増やすことを通じた職場のジェンダーギャップの解消と、これを切り口としたまち全体のジェンダーギャップの解消を進めています。2021年3月に策定した「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」は、職場に加え、家庭、地域、学校を含むまち全体のジェンダーギャップの解消に向けた取組みを進めるためのものとして定めました。

6 外国人市民との共生推進：めざす姿を「多様な人々が地域や職場の一員として活躍している」とし、ライフステージに応じた情報提供・継続的な支援と、外国人市民も活躍できるような取組みを進めるため、2021年9月に「豊岡市多文化共生推進プラン」を策定しました。

<資料編>

参考資料等

- 1 豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策検討委員会 委員名簿
- 2 豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策庁内検討委員会 委員名簿
- 3 策定の経過
- 4 パブリック・コメント結果概要
- 5 豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例
- 6 用語集

1 豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策検討委員会 委員名簿（五十音順）

委員任期：2024年6月25日から2025年6月24日まで

No.	氏名	区分	備考
1	井垣 真紀	地域関係者	イガキフォトスタジオ
2	今井 秀司	起業支援者	ピースライフジャパン 代表 IPPO TOYOOKA 経営相談員
3	木谷 妙子	企業関係者	社会福祉法人あまのほ 楽々むら 副理事長
4	岸田 尚子	多文化共生関係者	NPO 法人にほんご豊岡あいうえお 副理事長兼事務局長
5	久木田 里奈	多文化共生関係者	一般社団法人豊岡市国際交流協会 事務局次長
6	熊本 淳二	教育関係者	神美小学校 校長
7	佐藤 春華	地域関係者	一般社団法人ケアと暮らしの編集社
8	高橋 正透	人権教育関係者	豊岡市人権教育推進協議会 会長
9	瀧下 真理子	人権・男女共同参画関係者	男女共同参画自主研究グループ イーブンネットたじま 会員
10	中田 修平	企業関係者	中田工芸株式会社 代表取締役社長
11	西垣 浩文	教育関係者	城崎こども園 園長
12	三宅 清子	外国人市民	子ども多文化共生サポーター
13	宮下 隆司	地域関係者	コミュニティ城崎 会長
14	姚 瑶	学識経験者	芸術文化観光専門職大学 講師
15	和田 歩	観光団体	株式会社出石まちづくり公社

【アドバイザー】

豊岡市多様性推進アドバイザー・豊岡市多文化共生推進アドバイザー
田村 太郎さん（（一財）ダイバーシティ研究所 代表理事）

豊岡市ジェンダー平等推進アドバイザー
大崎 麻子さん（Gender Action Platform 理事）

【顧問】

豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略会議顧問
目黒 依子さん（上智大学名誉教授 Gender Action Platform 理事長）

2 豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策庁内検討委員会 委員名簿

任期：2024年6月25日～

No.	所 属		役職	氏 名	備考
1	危機管理部	危機管理課	主任	袖長 春花	
2	総務部	総務課	課長補佐	由利 健司	
3	総務部	人事課	主幹	植田 真美	
4	くらし創造部	地域づくり課	係長	家元 貴司	
5	市民部	窓口サービス課	課長補佐	坪内 淳子	
6	健康福祉部	社会福祉課	主査	稲田 直子	
7	健康福祉部	健康増進課	主任	松村 康平	
8	こども未来部	こども未来課	主査	西畑 敦子	
9	こども未来部	こども支援課	課長補佐	道下 順子	
10	コウノトリ共生部	環境経済課	係長	小操 征司	
11	但東振興局	地域振興課	主査	羽尻 エミ	
12	教育委員会事務局	学校教育課	主幹	岩崎 隆行	
13	教育委員会事務局	幼児育成課	参事	河本 美佳	

【アドバイザー】

豊岡市多様性推進アドバイザー・豊岡市多文化共生推進アドバイザー
田村 太郎さん（（一財）ダイバーシティ研究所 代表理事）

豊岡市ジェンダー平等推進アドバイザー
大崎 麻子さん（Gender Action Platform 理事）

【顧問】

豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略会議顧問
目黒 依子さん（上智大学名誉教授 Gender Action Platform 理事長）

3 策定経過

年度	年月日	項目	概要
2024	2024. 6. 25	第1回合同会議 ・豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策検討委員会 ・豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策庁内検討委員会	・多様性推進に係る指針策定の趣旨説明、既存事業の確認 ・アドバイザーによる講義「ダイバーシティの推進と地域に求められる取組み～多様性配慮全般・多文化共生・ジェンダーについて～」 ・先進自治体の取組紹介「明石市のLGBTQ+／SOGIEに関する取組」 ・多様性推進に関する指針策定に向けた方向性検討
	2024. 8. 21	第2回合同会議	・ジェンダーギャップ解消戦略の進行管理 ・多文化共生推進プランの進行管理 ・パートナーシップ制度導入後の状況確認 ・アドバイザーによる講義「ジェンダー視点」について ・「避難所運営ゲーム（HUG）～多様性への配慮～」協力：兵庫県防災士会豊岡ブロック ・多様性配慮の検討（誰一人取り残さないために平常時から必要なこと。多様なニーズの把握や意思決定への参画への配慮。）
	2024. 10. 8	第3回合同会議	・アドバイザーによる指針策定に向けた論点整理と事例紹介 ・ワークショップ「多様性に関する事業の課題と必要な取組み検討（ジェンダーギャップ解消・多文化共生・性の多様性）」 ・指針案の用語の定義確認
	2025. 1. 22	第4回合同会議	・アドバイザーによる情報提供「多様性推進方針に入れるべき視点と他市等の事例紹介」「ジェンダー平等推進の最新動向」 ・多様性推進方針案の最終化に向けた検討取組方針・取組の視点のまとめ ・ワークショップ「多様性推進方針を広める、理解を深めるためにどのような学びをするとよいか」 ・委員の行動宣言
	2025. 1～2	多様性推進方針素案まとめ	
	2025. 2. 10	豊岡市多様性推進方針策定に向けた提言	検討委員会委員から市長に提言書を提出
	2025. 2. 17～	パブリック・コメント（予定）	
	2025. 3	豊岡市多様性推進方針策定（予定）	

4 パブリック・コメント結果概要（掲載予定）

【参考】

豊岡市多様性推進・ジェンダーギャップ対策検討委員会・庁内検討委員会の活動の様子



▲ 避難所運営ゲーム（HUG）の様子



▲ 事業検討ワークショップの様子



▲ 行動宣言のフリップを掲げる委員とアドバイザー

5 豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例

豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例

平成24年6月27日 条例第40号

(ふるさとへの想い)

日本の空から一度は姿を消したコウノトリが、再び豊岡の空に羽ばたきました。
田んぼの中に、実りを手にする人々の笑顔や子どもたちの姿、そしてさまざまな生きものが戻りつつあります。

わたしたちのふるさとでは、家族や親戚、近所の人と一緒に稲の一株一株をおろそかにすることなく収穫する風景があり、人と人とがつながり合う暮らしが大切にされていました。

(未来への責任)

今を生きるわたしたちは、改めて過去を見つめ直し、一人一人のいのち、一つ一つのいのちがかけがえのないものであること、すべてのいのちは自然界の一員としてつながっていること、そしていのちは互いに支え合っていることを深く理解し、まちづくりの基礎として未来に引き継いでいかなければなりません。

(いのちへの共感)

わたしたちは、みんな何かでつながっています。そして、一つ一つが互いに大切な一員として結び付いて自然界を成しており、不必要といえるものは何もありません。

自分のいのちには、限りがあります。だからいとおしく、大切なものです。

自分のいのちに思いを寄せ、他のいのちに思いを寄せる。その繰り返しの中から、いのちへの共感が生まれてきます。

(まちづくりへの決意)

戦争や大災害で絶たれたいのちへの痛恨の思い、人権問題への真剣な取り組み、偉大なる先人たちの取り組み、さまざまなことへ挑戦する人々の姿勢への共鳴、コウノトリの野生復帰から得られた人と生きものとの共生など、これまで豊岡が積み重ねてきた経験は、いのちへの共感となってつながり、大きな輝きを放っていくものと信じています。

わたしたちは、これからのまちづくりの中で、さまざまないのちがつながる取り組みを自らが実践し、「いのちへの共感に満ちたまちづくり」を広げ、深めていくことを決意します。

(この条例が目指すこと)

第1条 この条例は、市が、いのちへの共感に満ちたまちをつくるための基本的な考え方、方法や役割を定めます。また、市と市民（以下「わたしたち」という。）の協力と共感のもと、まちづくりを進め、未来に引き継いでいくことを目的とします。

(基本的な考え方)

第2条 わたしたちは、次の基本的な考え方に基づき、「いのちへの共感に満ちたまちづくり」を進めていきます。

(1) 限られているいのちを大切にします。

(2) いのちのつながりを広げ、深めていきます。

(3) いのちのつながりを未来へ引き継いでいきます。

(条例の位置付け)

第3条 市は、この条例の理念を、市が定め、実施する基本的計画の根底に置きます。

(市の役割)

第4条 市は、市民が暮らしと歴史の中で経験したいのちへの共感を、さらに広げ、深めるために、市民と協働してまちづくりを進めます。

(市民の役割)

第5条 市民は、暮らしの中で互いのいのちの尊さ、家族・地域のつながりを大切にし、市や地域、学校、企業等と広く連携して、生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

(取組みの方法)

第6条 わたしたちは、これまで実践してきた次のまちづくりを基本に、具体的な取組みを進め、さまざまな分野の取組みと連携して広げていきます。

(1) いのちを守るまちづくり

(2) 一人一人を尊重するまちづくり

(3) ふるさとを愛するまちづくり

(4) 挑戦する心を育むまちづくり

(5) 人と生きものが共生するまちづくり

(いのちを守るまちづくり)

第7条 わたしたちは、かけがえのない日常を一瞬にして奪った戦争と大災害を教訓に、地域のつながりや支え合いと平和な日常の大切さを学んできました。わたしたちは、次のとおりいのちを守るまちづくりを進めていきます。

(1) 防災力の向上を図るために訓練や研修を進め、災害時に「公助」「共助」「自助」を連携させ、災害に強い体制づくりを進めていきます。

(2) 生涯を通じて健康で生きがいを持って、心豊かに暮らすことができる「歩いて暮らすまちづくり」を進めていきます。

(3) 安心して子どもを産み、育て、子どもたちの笑顔が輝くまちをつくるため、まちぐるみで子育て支援活動を進めていきます。

(一人一人を尊重するまちづくり)

第8条 わたしたちは、互いの違いを認め合い、たくさんの人に支えられ、生かされていることを理解し、すべての人が人として尊重されるまちを目指して努力を続けてきました。わたしたちは、次のとおり一人一人を尊重するまちづくりを進めていきます。

(1) 年齢、性別、障害、文化等の違いにかかわらず、一人一人が持てる力を発揮して、生き生きと社会に参加し、活動ができるユニバーサル社会づくりを進めていきます。

(2) 一人一人が地域の一員として、自発的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、人と人、家族や地域社会との絆を深め、互いに支え合うまちづくりを進めていきます。

(3) すべての人が、人権侵害を受けることなく、生涯を通じて健やかに暮らすことができる
まちにするため、人権教育や啓発を進めていきます。

(ふるさとを愛するまちづくり)

第9条 わたしたちは、地域ぐるみで人とふるさとを育てるために「いのちの教育」や「村を
育てる学力」づくりを学んできました。わたしたちは、次のとおりふるさとを愛するまちづく
りを進めていきます。

(1) 一人一人が輝き、ふるさとを愛する子どもを育む教育に取り組んでいきます。

(2) 生きる力、助け合う心を持った子どもたちを地域全体で育てる自然体験や農業体験を進め
ていきます。

(3) 地域の活性化やコミュニティ活動の促進を図り、地域らしさを生かしたまちづくりを進め
ていきます。

(挑戦する心を育むまちづくり)

第10条 わたしたちは、大いなる好奇心を持ち続け、不撓不屈の精神で未知の世界を切り拓い
ていく人々に惜しみない拍手を送ってきました。わたしたちは、次のとおり挑戦する心を育
むまちづくりを進めていきます。

(1) どんな困難に遭っても決してくじけない心や、生きる力を育てるために、「子どもの野生
復帰大作戦」等の取組みを進めていきます。

(2) 目標に向かって進む謙虚でひたむきな姿や、人々に夢と希望、そして勇気を与える
創造的な行動を顕彰する取組みを進めていきます。

(人と生きものが共生するまちづくり)

第11条 わたしたちは、コウノトリの野生復帰の取組みを通して、自然界のさまざまないのち
がかかわり合って生きていることに改めて気付かされました。わたしたちは、次のとおり人と
生きものが共生するまちづくりを進めていきます。

(1) 生きものと共生するまちづくりを進めるため、「生物多様性地域戦略」に取り組んでい
きます。

(2) 安全・安心な農産物と多様な生きものを育み、環境負荷の軽減に配慮した「環境
創造型農業」を進めていきます。

(3) 5月20日の「生きもの共生の日」を広め、いのちのつながりを大切にする啓発活動に取り
組んでいきます。

(4) いのちと環境を守るため、持続可能な自然エネルギーの利活用や省エネルギーを進めて
いきます。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほかに必要な事項は、市長及び教育委員会等が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

6 用語集

※¹ ちがい

漢字の「違い」には「違法」「間違い」等「正しくない」意味で使われることもあり、この方針では漢字ではなく「ちがい」とひらがなで表記した。

※² 性別等

生物学的な性別、性的指向、性自認及び性表現をいう。

※³ 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

※⁴ ジェンダーギャップ

生物学的性別に付与された社会的役割、機会等の格差。

※⁵ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※⁶ 無意識の偏見・思い込み

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないこと。アンコンシャスバイアスともいう。

※⁷ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

※⁸ 市民

市内に居所、勤務先または通学先を有する人々。

※⁹ 事業者

市内において事業活動を行う個人、法人または団体。

※¹⁰ ジェンダーバイアス

男女の役割に無意識に固定的な観念を持つことや、そのために社会的な評価や扱いが差別的になること。

※11 多様性視点

この方針では、「5 取組みの視点」で示す3つの視点のことをいう。

※12 ジェンダー視点

「社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー）」が性差別、性別による固定的な役割分担、偏見等につながっていることを理解すること。

※13 多様性視点・ジェンダー視点の主流化

多様性・ジェンダーの視点をあらゆる施策に反映すること。

※14 性別役割分担意識

男女それぞれの責務や役割について明確に区分すること。

※15 性的指向 (Sexual Orientation)

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向。例えば、男性が好き、女性が好き、男性も女性も好きなどのこと。

※16 性自認 (Gender Identity)

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。「ジェンダーアイデンティティ」ともいう。

※17 性表現 (Gender Expression)

服装、髪形、仕草、言葉遣い等自己の性についての表現をいう。

※18 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

※19 ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別。

※20 外国人市民

外国籍を有する人、あるいは、日本国籍で外国にルーツを持つ人で、本市に生活拠点を有する人。

※21 外国にルーツを持つ子ども

国籍にかかわらず、父・母の両方、またはそのどちらかが外国出身者である子ども。



豊岡市多様性推進方針

2025年 月

豊岡市 暮らし創造部 多様性推進・ジェンダーギャップ対策課

豊岡市多様性推進方針（素案）への意見用紙

豊岡市多様性推進方針（素案）に対するご意見を 2025 年 3 月 3 日（月）までにお寄せください。

●氏名、性別、年齢、お住まいの生活圏域、電話番号をご記入ください。

※性別・年齢・お住まいの生活圏域は、いずれかに○をつけてください。

氏名 _____

性別 男性 女性 その他 _____

年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上 _____

お住まいの生活圏域 豊岡 城崎 竹野 日高 出石 但東 市外() _____

電話番号 _____

【ご意見記入欄】

頁	内 容

○募集期間終了後、提出いただいた意見を取りまとめ、意見の概要およびその意見に対する考えを市ホームページで公表します（住所・氏名・性別・年齢・電話番号などの個人情報は公開しません）。

○提出いただいた意見に対する個別の回答は行いません。

○電話での意見・提言はご遠慮ください。

○意見の提出期限は、提出方法に関係なく、意見募集期間内に必着とします。

